利水　川の恵みと生命育む流れを守り伝えます。

必要な河川の水量を確保します

農業用水、都市用水及び魚類等生物の生育環境や水質を維持するために必要な流量については、耶馬渓ダムによりその確保に努めるとともに、更なる水利用の適正化や合理化を図ります。
また、渇水時においては関係機関との連携をはかり、補給施設の運用を行います。

子供たちによる水質調査の様子

住民と共に水質を監視します

水質監視に関しては、大分、福岡の両県と連携し、測定計画を定め、毎年調査を実施しています。
また、夏休みには子供たち等の参加による水生生物調査を実施し、その結果を毎年公表しています。

関係機関と連携し水質を保全します

水質保全に関しては、生活排水対策、家畜排泄物の適切な処理などの汚濁負荷削減対策が流域一体として進捗するように、関係機関との連携・協力に努めます。

ダム湖の水質を保全します

耶馬渓ダム湖については、既存の曝気循環装置、選択取水施設等の水質保全施設により、引き続きアオコや濁水等の対策に努めます。

■耶馬渓ダムでの水質保全の取り組み

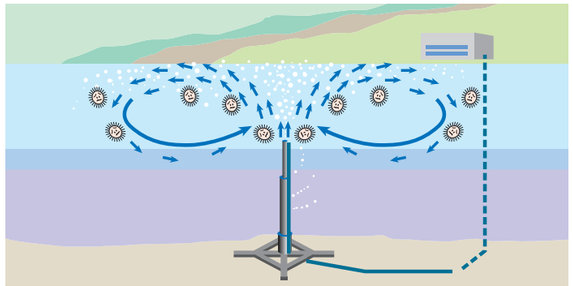

曝気循環装置　空気の泡で、湖内の水を循環させ、湖のよどみをなくします

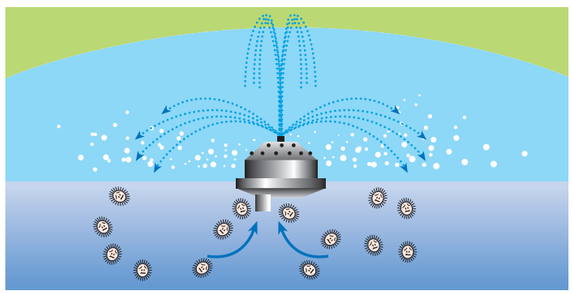

貯水池循環装置　噴水による水面叩きとポンプ加圧で、プランクトン増殖を抑制します

水質事故の被害拡大を防止します

水質事故発生時には、速やかに、山国川水質保全連絡協議会を構成する関係機関に事故情報が伝達されるよう、日頃から連絡体制を確立します。関係機関と役割を分担し、事故や被害の状況把握、原因物質の特定のための調査、オイルフェンス、吸着マットの設置等を行ないます。
事故情報は速やかに公表するなど被害の拡大防止に努めます。
水質事故への円滑な対応が図れるように、山国川水質保全連絡協議会の開催や水質事故訓練の実施など、日頃から水質事故管理体制の強化に努めます。

オイルフェンス、吸着マットの設置状況（水質事故訓練にて）

山国川の川づくりの進め方

- 山国川流域において、治水安全度の向上を推進していくとともに、その風致の保持、景観との調和及び水辺環境の保全を基調とした川づくりを進めていきます。川づくりを進めるにあたっては、川づくりは河川管理者だけの課題でなく、流域で生活する人々の課題でもあるということを、流域の方々と共有することが重要となります。
- 地域の方々やＮＰＯ、地元市町等の関係機関と協力して将来の地域を担う子供たちへの治水利水環境の学習を積極的に支援し、河川に関する情報の受発信を行い、住民の方々が山国川への関心を高めていただくための活動を行います。
- 日常の維持管理においては、従来の河川管理者だけが行ってきた河川管理から、「山国川はみんなのもの」であるとの認識に立った住民との共同による河川管理への転換を推進していきます。
- 広報手段としては、インターネットや携帯電話、ポスター、パンフレット等を活用するほか、新聞やラジオ、テレビ（ＣＡＴＶを含む）等の地元メディアと協力し、情報発信や双方向コミュニケーションを推進していきます。

水生生物調査

河川一斉清掃

植樹祭

河川法の改正と河川整備計画

我が国の河川制度は、明治29年に洪水被害を軽減させる「治水」を目的に、初めての河川法が制定されました。その後、昭和39年に水を上手に使うための「利水」という目的を加え、これまで水系一貫による河川整備が行われてきました。さらに近年、良好な河川環境の整備と保全、地域の風土と文化を活かした川づくりが求められ、平成9年に河川法を改正しました。その目的に「環境」という考え方と「地域住民の意見を河川整備に反映させる手続き」が追加されました。

明治 29 年（1896 年）
近代河川制度の誕生
治 水

↓

昭和 39 年（1964 年）
治水・利水の体系的な制度の整備
■水系一貫管理制度の導入
■利水関係規定の整備
治 水　利 水

↓

平成 9 年（1997 年）
治水・利水・環境の総合的な河川整備
■河川環境の整備と保全
■地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入
環 境
治 水　利 水

山国川水系河川整備計画とは？

河川整備計画とは、これから約30年かけて行う、地域にとってのいわば一大プロジェクトです。ふるさとの将来に関わる計画ですので、河川法の改正に基づき、地域のみなさんとの意見交換を大切にしながら、「山国川水系河川整備計画」を策定していきます。

河川管理者（国土交通省）

↓

山国川水系河川整備計画（原案）の公表

山国川学識者懇談会（専門分野のご意見）

原案に対するご意見

原案に対するご意見
- 住民懇談会
- 地域のみなさんからのご意見

※住民懇談会、ホームページ、ご意見箱、電話受付など（裏表紙をご覧ください）

↓

山国川水系河川整備計画の策定